# 令和6年度 福祉サービス苦情解決研修会 開 催 要 項【応用編】

## 1. ねらい

社会福祉法第82条により、社会福祉事業の経営者は福祉サービス提供に関わる苦情の適切な解決に努めることとされています。

福祉サービス利用者や家族から寄せられる苦情に適切に対応することは、サービス向上を図るうえで貴重な財産となり、職員の意識改革や事業所の信頼向上に繋がります。

併せて、日常的な管理体制や運営についても振り返り、事故やクレームが起きにくい予防的対応も必要となります。

本研修では、事故事例、対応について学び、困難な苦情対応の実践的な 方法等を身に付けていただくことにより、組織としての苦情解決の取り組 みを強化し、福祉サービスの質の向上に資することを目的に開催するもの です。

### 2. 主 催

滋賀県運営適正化委員会 滋賀県社会福祉法人経営者協議会(共催) 滋賀県児童成人福祉施設協議会(共催)

## 3. 対 象

- ① 福祉サービス事業所の苦情受付担当者及び苦情解決責任者
- ② 福祉サービス事業所の管理的立場の職員、管理者
- ③ 第三者委員
- ④ その他関係職員

## 4. 日 時

令和6年9月30日(月) 10:00~16:40 (受付9:30~)

# 5. 会 場

草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)大会議室 【定員 100 名】

# 6. 講義内容

時間	内 容
9:30~9:55	受 付
9:55~10:00	開会・オリエンテーション
10:00~12:00 (120分)	講義 (仮)全国的にみる、事故事例・対応策 講師:弁護士法人かなめ 所属弁護士 前田 敏洋 氏 実際に遭った事故事例や、対応した事例を、交えながら、苦情に対する 対応・予防策についての講義 *弁護士法人かなめとは*(HPより) 介護・幼保事業に精通した弁護士集団として、介護・幼保事業に関わるすべての人に安心と満足を提供し、地域貢献・社会貢献したいという想いで活動しています。 介護・幼保事業のサポートにあっては、「現場を知る」ことを最も重要とし、行政との関係、利用者(ご家族)・保護者対応等、現場では様々な問題が同時に発生します。弁護士法人かなめ一同は、そのような現場の声に寄り添いながら日々活動しています。
12:00~13:30	休憩(昼食)
13:30~16:30 (180分)	講義 (仮) 苦情解決能力の向上を目指して
16:30~16:40	閉会・終了

7.参加申込別紙「申込書」により、<br/>
本会あて FAX もしくは、E-mail でお申し込みください。

#### 8. アクセス

草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)滋賀県草津市大路二丁目1番35号TEL.077-561-7700 JR 草津駅東口より徒歩5分



※駐車場には限りがあります。できるだけ、公共交通機関をご利用ください。

#### 有料駐車場(駐車台数 : 164台)

駐車場営業時間:8時~22時

施設利用者のみ最初の4時間まで無料

以降30分までごとに100円

#### 優先駐車スペース

優先駐車スペースは立体駐車場2階・3階に計4台分御用意しております。 ※立体駐車場の御利用が困難な場合は、守衛室前停車スペースで一時的に停 車し、乗り降りしていただけますので、事前に市民総合交流センター受付ま でご連絡ください。

(駐車スペースではございませんので、乗り降りが完了いたしましたら、介助者の方は速やかに自動車の移動をお願いいたします。)

# 9. 申込先・問合せ先

◇滋賀県運営適正化委員会 事務局 (井口・安武) 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138

県立長寿社会福祉センター内

T E L: 077-566-4491 / F A X: 077-561-3061

E-mail:c-ansin@mx.bw.dream.jp